

2. 流域及び河川の自然環境

2.1. 流域の自然環境

吉野川流域は、四国のほぼ中央部、高知・愛媛県境の瓶ヶ森（標高1,897m）に源を発し、高知県北部と愛媛県東部及び徳島県の徳島平野にまたがっており、急峻な四国山地に沿って流下する上流域、平野部に出て川幅を広げながら緩やかに蛇行して流下する中流域、徳島市を中心とした市街地を流下する下流域からなっている。河口部には、シロチドリ、ハマシギ等の重要な中継地である河口干潟が形成されている。



図-2.1 吉野川流域



図-2.2 吉野川の源流



図-2.3 吉野川の河口干潟・砂州

2.1.1. 上流域（源流～池田ダム）

吉野川の上流域は、景勝地として有名な大歩危・小歩危に代表される山地渓谷の景観を呈している。

源流周辺は瓶ヶ森自然休養林となっており、ツガ、ブナ等が生育する自然林となっている。その他の山地ではクヌギ、コナラ等の二次林やスギ、ヒノキ等の人工林が主体となっている。

渓流域には、ヤマセミやカワガラス等の鳥類、タゴガエルやカジカガエル等の両生類、アマゴ等の魚類が生息している。この他にも、環境省のレッドデータブックにおいて絶滅危惧Ⅱ類に指定されているオオタカや、国蝶であるオオムラサキ、国の天然記念物であるオオサンショウウオ等の生物が生息している。



出典) 徳島TOKUSHIMA PHOTO COLLECTION
吉野川の上流域(大歩危・小歩危)

2.1.2. 中流域（池田ダム～第十堰湛水域16k付近）

中流域は、吉野川の扇状地を中心とした平野がひろげており、河道内には瀬と淵、砂礫の州が形成されている。平野部は耕作地として広く利用されている他、特に河川敷や広い中州は耕作地として利用されている。

河原では、コアジサシ等の繁殖地として利用されているほか、徳島県版レッドデータブックにおいて絶滅危惧Ⅱ類に指定されているカワラサイコ等の河原植物の生育地となっている。河岸には水害防備林として植林した竹林が広く残されており、タヌキ、イノシシ等の哺乳類等が生息している。



吉野川の中流域(瀬詰大橋：河口より36km付近)

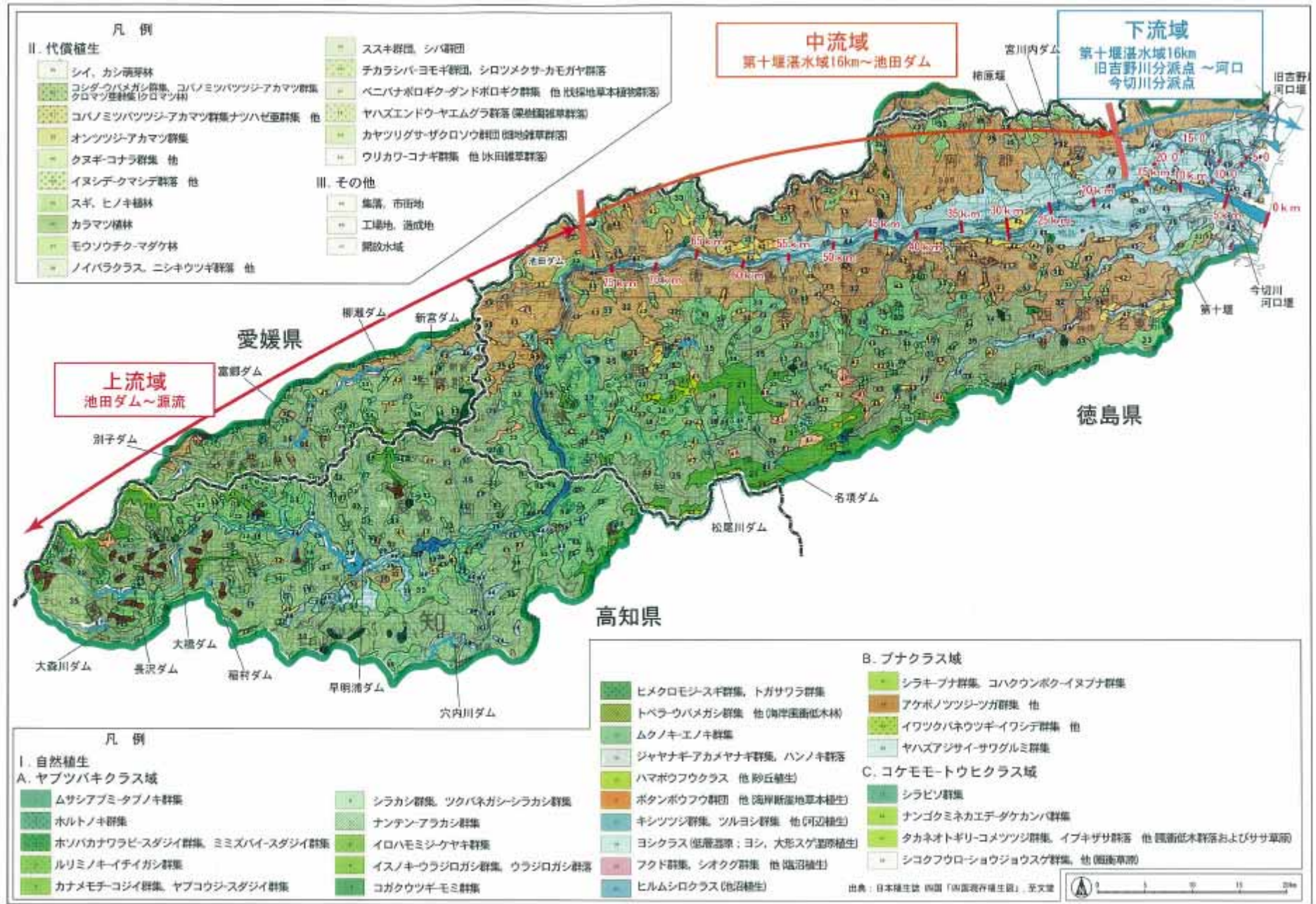
2.1.3. 下流域（第十堰湛水域16k付近～河口）

下流域は工場や人家が多く点在し、市街地化が進行している。特に河口付近の平野部は、市街地化が顕著である。

流域の植生は、大部分が耕作地であり、河川区域内に一部アカメヤナギ群落やヨシ群落が分布している。水域は、環境省のレッドデータブックにおいて絶滅危惧ⅠB類に指定されているイチモンジタナゴ等の緩流性の魚類が生息しているほか、冬季にはカルガモ等の越冬地として利用されている。河口干潟は、ラムサール条約締結国会議で立ち上げられた「東アジア・オーストラリア地域シギ・チドリ類重要生息地ネットワーク」に日本で最初に参加した干潟である。

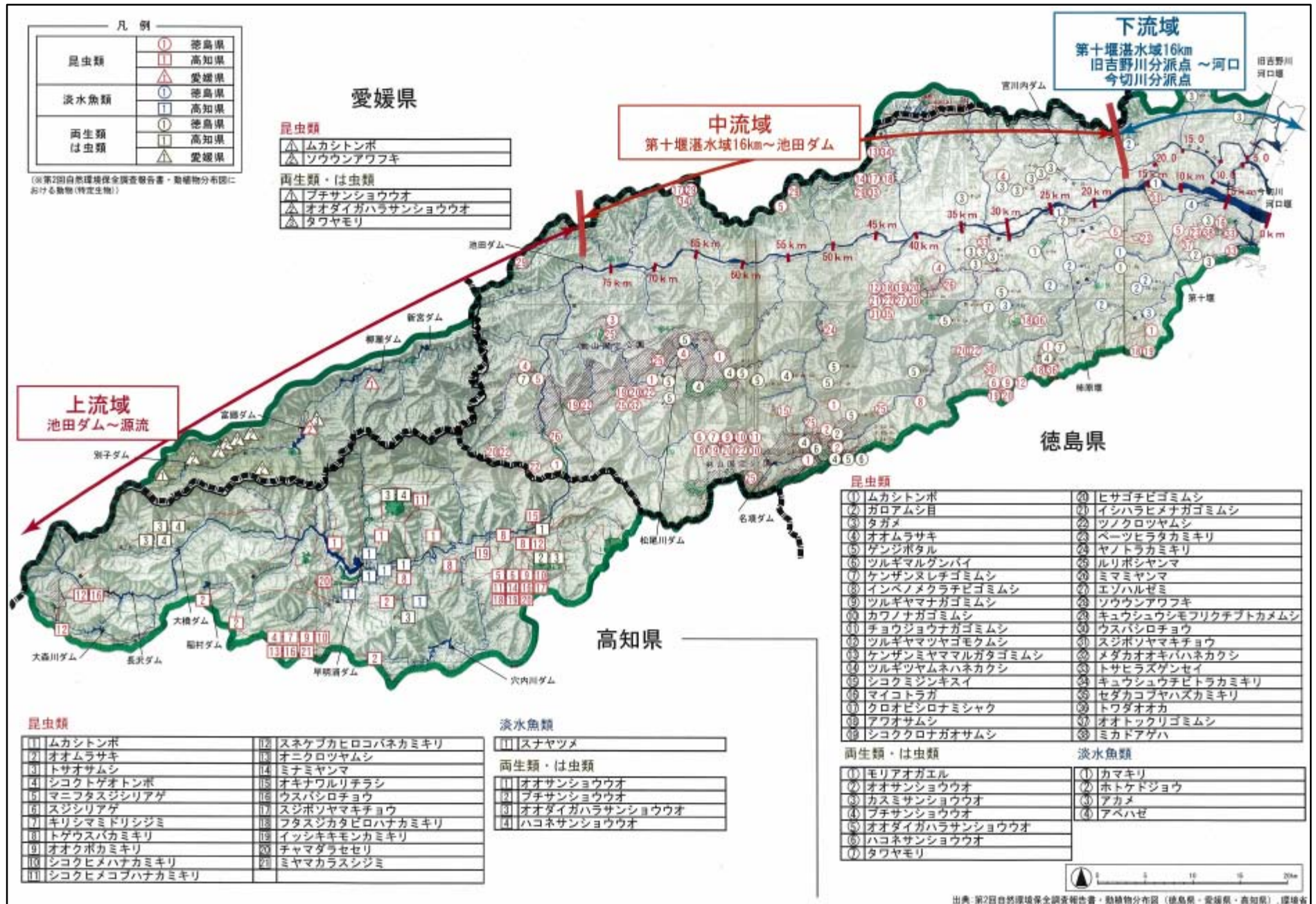


吉野川の下流域
(第十堰付近：河口より14km付近)



出典) 日本植生誌 四国「四国現存植生図」至文堂

図-2.4 吉野川流域の植生(植物)



出典) 第2回自然環境保全調査報告書・動植物分布図(徳島県・愛媛県・高知県)

図-2.5 吉野川流域の自然環境(動物)

2.2. 河川の自然環境

吉野川は、源流から池田ダムまでの「上流部」、池田ダム下流から第十堰湛水域上流端付近までの「中流部」、第十堰の湛水域及び旧吉野川河口堰、今切川河口堰上流側を含む「下流部」、第十堰、旧吉野川河口堰、今切川河口堰から下流、徳島市周辺の都市部を流れ汽水水域である「河口部」から構成される。

2.2.1. 上流部

吉野川上流部の源流周辺は瓶ヶ森自然休養林となっており、ヒノキ、モミ、ツガ、ブナなどが生育する自然林となっている。

魚類は、カワヨシノボリ、アマゴ、タカハヤ、ウグイなどが溪流で多く見られる。

底生動物はエルモンヒラタカゲロウやシロハラコカゲロウ等のカゲロウ類、ウルマーシマトビケラ等のトビケラ類、ヤマトカワゲラ等のカワゲラ類といった溪流の流水環境を好む水生昆虫が生息している。

植物は、主要河川沿いはスギ、ヒノキの人工林が多く見られるが、標高の高いところでは、稜線上にミズナラークリ群落、ブナースズタケ群落が分布している。また、沢筋の岩陰にはヤシャゼンマイ、ヤマイタチダケなどのシダ類の生育が確認されている。

鳥類は、溪流(流水部)では、セキレイ類、カワガラス、ヤマセミ、オシドリなどの溪流性の種が見られる。溪流沿いの藪・草地環境では、ホオジロ、ウグイスなどの藪・草地性の種が見られる。溪流沿いに形成された落葉広葉樹林をはじめとする林縁部では、シジュウカラ類、ヒヨドリ、コゲラ、カケスなどの林地性の種が多く見られる。また、当該地域の溪流は急傾斜で上昇気流が発生しやすい地形であることから、ワシタカ類の上昇場となっている。

両生類・爬虫類・哺乳類は、山間部の渓谷には、貴重種であるカジカガエルとサンショウウオ類が生息している。沢筋の林床部にはタゴガエルが生息しており、水のきれいなところでは、カワネズミ等が生息している。沿川の森林にはニホンザルやヤマネ等の哺乳類が生息している。

陸上昆虫類は、渓流域と結びつきが強いミヤマカワトンボ、ヒメサナエ、オジロサナエなどの流水性のトンボ類やオオヤマカワゲラ、ヘビトンボ、オナガミズスマシ、ゲンジボタルなどのほか、河原を生息域とするハンミョウ類やゴミムシ類などが生息している。



アマゴ



ヤシャゼンマイ



ヤマセミ



ヤマネ

2.2.2. 中流部

中流部は、蛇行した流路に瀬と淵が連続する典型的な中流域の河川形態である。広いレキ河原と善入寺島に代表される中州が各所に形成されており、川沿いには水害防備林が連続して残されている。

魚類は、瀬には、オイカワ、アユ、カワヨシノボリ等が、淵にはウグイ、カワムツ、ナマズ、コイ等が多く生息している。

底生動物は、ハグロトンボやコオニヤンマ等のトンボ類、ウルマーシマトビケラ、オオシマトビケラ等のトビケラ類、ヒラタカゲロウ類といった、瀬淵の連続する流水環境を好む水生昆虫が生息している。ワンド部分、池などではウシガエルやクサガメおよびミシシippアカミミガメが確認されている。

植物は、河原部にはカワラサイコ、カワラハハコなどが見られる。この他の河川敷にはオギ群落が多く見られ、水際にはツルヨシ群落等の湿生草地、アカメヤナギ群落等のヤナギ林が分布している。一方、高水敷にはエノキ群落等の樹林が形成されている。また、河岸には水害防備林として今も残るマダケ林が広く分布し、サギ類の集団繁殖地となっている。河原にはシナダレスズメガヤ(外来種)等が分布している。

鳥類は、高水敷の草地にはカワラヒナやホオジロ類が、水際の河道内樹木はサギ類のねぐらや繁殖地となっている。また点在する砂礫地には、イカルハマシギ等やコハマシギ等、コアジサシ、セキレイ類が多く見られ、サギ類やカモ類の休息場ともなっている。なお、冬季にはオオタカやノスリ等の猛禽類も見られる。

哺乳類では、水際の高茎草地にカヤネズミ、ノウサギなどが生息している。また樹林や竹林にはタヌキやイノシシが採餌場所や隠れ場所として利用している。

陸上昆虫類は、ヤナギ類に依存するコムラサキや竹林に生息するベニカミキリ、砂礫の河原にはカワラサイコ等の植生を利用するバッタ類やチョウ類等が見られる。



アユ



ツルヨシ



カヤネズミ



イカルハマシギ

2.2.3. 下流部

下流部は、河床勾配が緩くゆったりとした流れになっている。川岸にはアカメヤナギの林やヨシ、オギの草地が発達し、自然度の高い景観となっている。その湛水域には冬に多くのカモ類が越冬のために飛来する。

魚類は、各堰の湛水区域に、コイやタナゴ類などの止水性の魚類が多く見られる。また、回遊魚としてはトウヨシノボリ等が見られる。

底生動物は、オオタニシ、マメタニシ、ドブガイなどの泥地に生息する貝類やナゴヤサナエ、コフキトンボなどの止水性のトンボ類等が多く見られる。

植物は、第十堰湛水域周辺にアカメヤナギ群落等が広く分布し、水際のヤナギ林を形成する。水際にはヨシ群落、オギ群落が見られる他、比高の高い場所ではセイタカアワダチソウ、オオアレチノギク等の外来植物も分布している。旧吉野川や今切川の下流部では、エビモやヒシ、ホテイアオイなどの水生植物が多く見られる。

鳥類は、第十堰の湛水域及び今切川の下流部では、冬季にカモ類が集団越冬地として利用されている。また、各堰上では魚類を狙うミサゴやカワウ、カワセミ、サギ類等が多く見られる。

両生類・爬虫類・哺乳類は、両生類は吉野川ではトノサマカエルやウシガエル、旧吉野川、今切川ではアマガエルが多く見られる。爬虫類はクサガメやカナヘビ、シマヘビ等が多く生息している。哺乳類は草地にカヤネズミ等のネズミ類が主に見られる。

陸上昆虫類は、各河川とも主に草地性の種が多く見られる。川沿いのヤナギ林にコムラサキが生息する。またモノサシトンボ、ムスジイトトンボ等のトンボ類、ショウリョウバッタ等のバッタ類が多く見られる。



ヤリタナゴ



アカメヤナギ



クサガメ



コムラサキ

2.2.4. 河口部

吉野川河口部は川幅が広く、特に河口の川幅は約1.3kmにもなり、四国一の大河にふさわしい雄大な景観となっている。また、河川敷はグラウンドなどに利用され、市民の憩いの場となっている。吉野川の河口部には、広大な干潟が発達し、希少な生物が生息しているほか、シロチドリ、ハマシギ等などの鳥類の重要な中継地となっている。吉野川河口干潟は、ラムサール条約締結国会議で立ち上げられた、「東アジア・オーストラリア地域シギ・チドリ類重要生息地ネットワーク」に、日本で最初に参加した干潟である。旧吉野川や今切川の河口部は都市部を流れ、河川周辺には住宅地や工場地帯が広がっている。

魚類は、各河川ともにマハゼ等のハゼ類やボラ、スズキ等の汽水海水魚が大部分を占めている。また、吉野川河口干潟ではトビハゼ等が見られる。

底生動物は、吉野川河口のヨシ原を伴う干潟にシオマネキ、ハクセンシオマネキ等が、泥質干潟にケフサイソガニやゴカイ類が多く生息している。なお、ケフサイソガニやゴカイ類は旧吉野川、今切川でも多く見られる。

植物は、各河川ともヨシ（塩沼性）、イセウキヤガラ、コウボウムギ、ケカモノハシ、ハマエンドウ、ハマヒルガオ等の砂丘、海洋性の群落が多く分布している。特に、コウボウムギ群落は四国では数少なく、これらの群落は貴重なルイスハンミョウの生息環境にもなっている。

鳥類は、吉野川では干潟を主な採餌場とするシロチドリやハマシギ等といったシギ、チドリ類やミサゴが見られるほか、水域では冬季を中心にマガモ等のカモ類、セグロカモメ等のカモメ類も多く飛来する。また、旧吉野川、今切川では水面を中心にカワウやカルガモが多く見られる。

両生類・爬虫類・哺乳類は、各河川とも水際のヨシ原にはカヤネズミが生息し、この他にはアマガエル、カナヘビ、アカネズミ等が見られる。

陸上昆虫類は、各河川とも河口域においては草地や耕作地が広がっており、トノサマバッタやモンシロチョウなどの草地に生息する種が見られており、ルイスハンミョウなど塩水域の水際や砂地を生息地としている種も見られる。



ボラ



シオマネキ



イセウキヤガラ



ミサゴ

<吉野川河口干潟の概要>

吉野川の河口域には広大な干潟が広がっている。さらにその上流側にはヨシ原を伴った干潟が川岸に沿って発達しており、上流の第十堰までの各所に干潟が分布している。河口付近で川幅が約1.3kmにもなる吉野川に形成される干潟は、河口干潟としては国内有数の規模である。この河口干潟は、環境省が希少種に指定している甲殻類のシオマネキやハクセンシオマネキの生息地としても知られ、国内の湿地について生物多様性の観点から環境省が選定した「日本の重要な湿地500」にも選定されている。また、この干潟は、シロチドリ、ハマシギ等の重要な渡来地の一つであり、河口干潟はラムサール条約締結国会議で立ち上げられた「東アジア・オーストラリア地域シギ・チドリ類重要生息地ネットワーク」に日本で最初に参加した干潟であり、シロチドリ、ハマシギ等の重要な中継地となっている。



2.2.5. 吉野川における重要な種

既往の河川水辺の国勢調査等により確認された種のうち環境省レッドデータブック等によりその生息、生育が危惧されている種(特定種)は、次頁以降に示すとおりである。

表-2.1 特定種の選定根拠文献

<ul style="list-style-type: none"> ・文化財保護法、文化財保護条例における国、都道府県、市町村指定の天然記念物 ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律における国内希少野生動植物および緊急指定種 ・自然公園法による指定植物 ・環境省編、日本の絶滅のおそれのある野生生物 レッドデータブック掲載種 ・環境省編、レッドリスト掲載種 ・徳島県レッドデータブック ・高知県レッドデータブック ・愛媛県レッドデータブック
--

表-2.2 既往調査でこれまでに確認された特定種

調査項目	河川水辺の 国勢調査	第十堰 関連調査	ダム国勢 調査	上流域 砂防区間 調査	計 ^{※5}
魚類	24	34	13	6	42
底生動物	37 ^{※1}	32	19	10	60
植物	37	29	90	48	179
鳥類	22	31	49	53	84
両生類、爬虫類、哺乳類	7	1	16	7	19
陸上昆虫類等	26	11	67	58	128
計	152 ^{※2}	139	248 ^{※3}	176 ^{※4}	512

<備考1：各調査について>

- ・河川水辺の国勢調査：平成3年～平成15年
- ・第十堰関連調査（下流域環境調査）：平成2年～平成12年
- ・ダム河川水辺の国勢調査（池田、新宮、富郷、柳瀬、早明浦の5ダム）：平成3年～平成15年（富郷ダムは一部モニタリング調査）
- ・上流域直轄砂防管理区間調査（水と緑の溪流環境調査）：平成6年～平成15年

<備考2：種数のカウントについて>

- ※1：底生動物の重要種には、魚介類調査のみで確認された貝類甲殻類の重要種を2種（アカニシ、ハマガニ）を含めた。
- ※2：ホンサナエ、キイロヤマトンボ、コオイムシの3種は、底生動物調査と陸上昆虫類等調査の両方で確認されている。
- ※3：クロヒカゲモドキ、ムカシトンボ、ギンヤンマ、クロスジヘビトンボの4種は、底生動物調査と陸上昆虫類等調査の両方で確認されている。
- ※4：チラカゲロウ、ヒメサナエ、オジロサナエ、クロスジヘビトンボ、サワダマメゲンゴロウの5種は、底生動物調査と陸上昆虫類等調査の両方で確認されている。
- ※5：各調査で重複して確認された種は、合計の際1種としてカウントした。

表-2.3 (1) 吉野川（直轄管理区間）で確認された魚類の特定種一覧表 (H2~H13)

No	種名	特定種				直轄管理区間における確認位置							
		1 天然記念物	2 種の保存法	4 環境省RDB	6 徳島県RDB	河口部 田宮	下流部	中流部1 高瀬橋 阿波麻植大橋	中流部2	中流部3 穴吹橋 青石橋 三好大橋	今切川 百石須	旧吉野川 大津橋 大寺橋	第十堰調査 河口~ 柿原堰
1	ヤリタナゴ				徳留意			●			●	●	▲
2	シロヒレタビラ				徳不足								▲
3	カネヒラ				徳不足			○			●	●	▲
4	イチモンジタナゴ			EN	徳不足			●			●	●	▲
5	ヌマムツ				徳留意			●					
6	タカハヤ				徳準絶					●			
7	モツゴ				徳留意			●		●	●	●	▲
8	タモロコ				徳準絶					●		●	▲
9	イトモロコ				徳留意			●		●			▲
10	コウライモロコ				徳留意								▲
11	ドジョウ				徳I類					●			▲
12	スジヘドジョウ中型種				徳準絶			●					▲
13	アカザ			VU	徳I類			●		●			▲
14	シラウオ				徳I類								▲
15	サツキマス				徳留意								▲
16	メダカ			VU	徳I類			●		●	●	●	▲
17	ガンテンイシヨウジ				徳留意	●							▲
18	カマキリ				徳準絶					●			▲
19	アオギス				徳類								▲
20	イドミズハゼ			DD	徳準絶								▲
21	ヒモハゼ				徳準絶	●						●	▲
22	カワアナゴ				徳準絶	●		●			●	○	▲
23	タビラクチ			EN	徳類	○							▲
24	トビハゼ				徳I類	●						●	▲
25	スミウキゴリ				徳留意								▲
26	ウキゴリ				徳準絶			○				○	▲
27	ユドハゼ			EN	徳類	○							▲
28	チクゼンハゼ			EN	徳類	●							▲
29	ニクハゼ				徳留意								▲
30	ピリソゴ				徳留意	○							▲
31	アシンロハゼ				徳留意								▲
32	ボウズハゼ				徳留意								▲
33	マサゴハゼ				徳準絶								▲
34	ヒナハゼ				徳留意								▲
35	ゴクラクハゼ				徳留意	○		●					▲
36	トウヨシボ編鱈型				徳留意			●		●	●		▲
37	シモフリシマハゼ				徳留意								▲

〈凡例〉 ●：最新調査回において現地確認、○：最新調査回以外の調査回のみで現地確認、▲第十堰関連調査で確認された種
 ※上表は「河川水辺の国勢調査：平成3年～15年」及び「第十堰関連調査(下流域環境調査)：平成2年～12年」の結果による。

表-2.3 (2) 吉野川（上流域）で確認された魚類の特定種一覧表 (H3~H15)

No.	種名	特定種						河川水辺の国勢調査ダム湖版調査					水と緑の 溪流づくり調査 (砂防区間)
		1 天然記念物	2 種の保存法	4 環境省RDB	6 徳島県RDB	7 高知県RDB	8 愛媛県RDB	池田ダム	早瀬浦ダム	新宮ダム	富郷ダム	柳瀬ダム	
1	タカハヤ				徳準絶			●	●	●	●	●	●
2	ウグイ						媛地域	●	●	●	●	●	●
3	モツゴ				徳留意	高II類	媛準絶	●					
4	コウライニゴイ					高不足		●	●				●
5	イトモロコ				徳留意		媛不足	●					
6	コウライモロコ				徳留意		媛不足	●					
7	ドジョウ				徳類	高II類	媛準絶		○	○			
8	ナカホトゲドジョウ			EN	徳類		媛B類				●		
9	ギギ					高地域		●	●	●	●	●	●
10	アカザ			VU	徳類	高B類	媛B類	●	●	●	●	●	●
11	サツキマス				徳留意	高地域	媛不足	●	●				
12	ウキゴリ				徳準絶			●		●	●	●	●
13	カワヨシノボリ					高地域	媛地域	●	●	●	●	●	●

〈凡例〉 ●：最新調査回において現地確認、○：最新調査回以外の調査回のみで現地確認
 ※上表は「河川水辺の国勢調査(ダム湖版)：平成3年～15年」及び「水と緑の溪流環境調査：平成6年～15年」の結果による。ただし富郷ダムは、富郷ダムモニタリング調査による。

表-2.4 吉野川（直轄管理区間）で確認された貝類・甲殻類の特定種一覧表（H2～H13）

No	種名	特定種				直轄管理区間における確認位置								
		1	2	5	6	河口部	下流部	中流部1	中流部2	中流部3	今切川	旧吉野川	第十堰調査	
		天然記念物	種の保存法	環境省RL	徳島県RDB	田宮		高瀬橋 阿波麻植大橋		穴吹橋 青石橋 三好大橋	百石須	大津橋 大寺橋	河口～ 柿原堰	
1	イシマキガイ				徳I類	●						●		
2	ヒロクチカノコガイ				徳I類	●						●		
3	アカニシ				徳準絶	○						●		
4	モノアラガイ			NT						●	●			
5	ヒラテテナガエビ				徳準絶		●			●			▲	
6	ヤマトヌマエビ				徳準絶								▲	
7	ニホンズナモグリ				徳準絶	●								
8	ハマガニ				徳I類	●					○			
9	モクスガニ				徳I類	●	●			○	●	●	▲	
10	ケフサイソガニ				徳I類	●					●	●		
11	フタハシクガニ				徳I類	●						●		
12	マメコブシガニ				徳類	●								
13	シオマネキ			NT	徳類	○								

〈凡例〉 ●：最新調査回において現地確認、○：最新調査回以外の調査回のみで現地確認、▲第十堰関連調査で確認された種
 ※上表は「河川水辺の国勢調査：平成3年～15年」及び「第十堰関連調査（下流域環境調査）：平成2年～12年」の結果による。

表-2.5 (1) 吉野川（直轄管理区間）で確認された底生動物の特定種一覧表（H2～H13）

No.	種名	特定種				直轄管理区間における確認位置								
		1	2	5	6	河口部	下流部	中流部1	中流部2	中流部3	今切川	旧吉野川	第十堰調査	
		天然記念物	種の保存法	環境省RL	徳島県RDB	河口 田宮		高瀬橋 川島橋		脇町潜水橋 青石橋 三好大橋	百石須	大津橋 大寺橋	河口～ 柿原堰	
1	イシマキガイ				徳I類	●					○	●	▲	
2	ヒロクチカノコガイ				徳I類	●						●	▲	
3	クロダカワニナ			NT							○	○	▲	
4	イボミミナ				徳I類								▲	
5	フトヘナタリガイ				徳準絶	●							▲	
6	ムシヤドリカワサシヨウガイ				徳準絶	●						●	▲	
7	マメタニシ			NT							●	●	▲	
8	アカニシ				徳準絶								▲	
9	クリイロコミガイ				徳I類								▲	
10	モノアラガイ			NT			●			●	●	●	▲	
11	クルマセラマキガイ(レンズヒラマキガイ)			VU							●			
12	ナガオカモノアラガイ			NT							●			
13	マツカサガイ			NT							○			
14	トンガリササノハガイ			NT								○		
15	カタハカイ			NT								○		
16	ヒガタスナホリムシ			VU									▲	
17	ヒラテテナガエビ				徳準絶		●						▲	
18	ヒメヌマエビ				徳準絶								▲	
19	ニホンズナモグリ				徳準絶	●						●	▲	
20	ヨコヤナシヤコ				徳準絶	●						●	▲	
21	トリウミアカイモシキ				徳I類	●						●	▲	
22	ハマガニ				徳I類	●						●	▲	
23	アカテガニ				徳準絶	●						●	▲	
24	モクスガニ				徳I類	●	●			●	●	●	▲	
25	ヒメアシハラガニ				徳I類	●						●	▲	
26	ケフサイソガニ				徳I類	●					○	●	▲	
27	コビアカハシケイガニ				徳I類	●						●	▲	
28	クシテガニ(オオコビアカハシケイガニ)				徳I類	○						●	▲	
29	フタハシクガニ				徳I類	●						●	▲	
30	ハシケイガニ				徳I類	○						○	▲	
31	マメコブシガニ				徳類	●							▲	
32	シオマネキ			NT	徳類	●							▲	
33	ハノセンシオマネキ			NT	徳準絶	●						●	▲	
34	アミノコキリガサ				徳類								▲	
35	キイロサナエ				徳準絶			○						
36	ホンサナエ				徳準絶			●		●		●	▲	
37	ナゴヤサナエ				徳I類							●		
38	タバサナエ				徳類									
39	キイロキヤマトンボ			VU	徳I類			○		●	●		▲	
40	コオイムシ			NT				○					▲	
41	カンデンコケムシ			NT							●	●	▲	
42	ヒメテンコケムシ			NT								●	▲	

〈凡例〉 ●：最新調査回において現地確認、○：最新調査回以外の調査回のみで現地確認、▲第十堰関連調査で確認された種
 ※上表は「河川水辺の国勢調査：平成3年～15年」及び「第十堰関連調査（下流域環境調査）：平成2年～12年」の結果による。

表-2.5 (2) 吉野川（上流域）で確認された底生動物の特定種一覧表 (H5~H13)

No.	種名	特定種						河川水辺の国勢調査ダム湖版調査					水と緑の 溪流づくり調査 (砂防区間)
		1 天然記念物	2 種の保存法	5 環境省RL	6 徳島県RDB	7 高知県RDB	8 愛媛県RDB	池田ダム	早瀬浦ダム	新宮ダム	富郷ダム	柳瀬ダム	
1	ホラアナミジンナ			VU				●	●				●
2	モノアラガイ			NT				●	○	●			
3	ミスジシ(※フラジムシ目)					高不足		●	●	●		●	●
4	チラカゲロウ					高準絶		●	○	●		●	●
5	ムカシトンボ					高準絶			○	○		●	●
6	マルタンヤシマ					高準絶	孺類		●				
7	ギンヤシマ					高準絶		○	●	○			
8	ホシサナエ				徳準絶			●					
9	ヒメクロサナエ					高準絶		●	●	●		●	●
10	アオサナエ					高準絶	孺類	●		●		●	
11	ヒメサナエ					高準絶			●	●			●
12	オジロサナエ					高準絶		●	○	●		●	●
13	マイアカネ					高準絶			○	○			
14	ヒメオオヤマカワゲラ					高準絶		○	○	○			
15	クロスジヘビトンボ					高準絶			●		○		○
16	ヤマトクロスジヘビトンボ					高準絶						●	○
17	ムネカクトビケラ					高不足		●	○	●			
18	クロヒカゲトビケ			VU							○		
19	サワタマメゲンゴロウ					高不足				●	○		●
20	ヒメテンコケムシ			NT					●				

〈凡例〉 ●：最新調査回において現地確認、○：最新調査回以外の調査回のみで現地確認

※上表は「河川水辺の国勢調査（ダム湖版）：平成3年～15年」及び「水と緑の溪流環境調査：平成6年～15年」の結果による。ただし富郷ダムは、富郷ダムモニタリング調査による。

表-2.6 (1) 吉野川（直轄管理区間）で確認された植物の特定種一覧表（H2～H13）

No.	種名	特定種					直轄管理区間における確認位置								
		1 天然記念物	2 種の保存法	3 指定植物	4 環境省RDB	6 徳島県RDB	河口部 河口 吉吉徳 Q1～Q20	下流部 吉吉徳 Q21～Q22	中流部1 高瀬橋 川島橋 吉吉徳 Q23～Q46	中流部2 Q47～Q53	中流部3 脚神 潜水橋 青石橋 三好大橋 Q54～Q85	今切川 百石須 古今徳 Q1～Q7	旧吉野川 大寺橋 吉旧徳 Q1～Q20	第十堰調査 河口～ 柿原堰	
1	イトバ			剣山							○				
2	カワヤナギ					徳不足								▲	
3	ウナギソウ					徳不足				●				▲	
4	サデクサ					徳類						●		▲	
5	ニオイタデ					徳類				○					
6	コギシギシ				VU	徳準絶								▲	
7	ヤマッコバ					徳類			●	○					
8	カワラアカザ					徳類			○	○					
9	ハマソウ					徳類								▲	
10	ヒキノカサ				VU	徳類			○						
11	ミヤコアオイ					徳類					●				
12	アゼトキ				EN	徳類								▲	
13	コイヌガシ				NT	徳準絶								▲	
14	タコノアシ				VU	徳類				○		○			
15	カワラサイコ					徳類				●				▲	
16	イブキンモンケ			剣山							○				
17	ハマボウ					徳類								▲	
18	アオキ					徳類					○				
19	クズイゲ				DD						○				
20	ミスギカグサ				EN	徳類					○				
21	フサモ					徳類								▲	
22	マメダオン					徳類			○		○				
23	アワゴケ					徳類			○		○				
24	ミノコウジュ				NT	徳類			●		●			▲	
25	イヌノフグリ				VU	徳類								▲	
26	カワヂシャ				NT	徳準絶			●		●	○	●	▲	
27	ハマソウ					徳類								▲	
28	カワラハハコ					徳類								▲	
29	ウラギク				VU	徳類	○							▲	
30	ノニガナ					徳類								▲	
31	オナモミ					徳不足								▲	
32	クロモ					徳類		○	●		○	○	●	▲	
33	ハモ				VU	徳類								▲	
34	コアマモ				DD	徳準絶								▲	
35	イヌモ					徳類						●	○		
36	トリゲモ				EN	徳類						○			
37	ヤマツキョウ			剣山							●				
38	ヒュウガキボウシ					徳類					●				
39	オオキボウシ					徳類			○		○				
40	ササユリ					徳類			○		○				
41	タチシオデ					徳類					●				
42	キンネノカミノ					徳類			○					▲	
43	ミスアオイ				VU	徳類								▲	
44	オオトウシクウ					徳類			●						
45	コメカセクサ					徳類					○			▲	
46	アオウシノケグサ					徳類					○				
47	ウキシバ					徳類								▲	
48	ミグリ				NT	徳類						○			
49	コガマ					徳類								▲	
50	ウマスダ					徳類			●			●	●	▲	
51	イワカスダ			剣山							○				
52	シオカゼテンツキ					徳類								▲	
53	ナガボテンツキ					徳類								▲	
54	イセウキヤガラ					徳類	●							▲	
55	マツカサススキ					徳類			●				○		
56	エビネ				VU	徳類				●					

〈凡例〉 ●：最新調査回において現地確認、○：最新調査回以外の調査回のみで現地確認、▲第十堰関連調査で確認された種

※上表は「河川水辺の国勢調査：平成3年～15年」及び「第十堰関連調査（下流域環境調査）：平成2年～12年」の結果による。

表-2.7 (1) 吉野川（直轄管理区間）で確認された鳥類の特定種一覧表 (H2~H14)

No.	種名	特定種				直轄管理区間における確認位置									
		1	2	4	6	河口部	下流部	中流部1	中流部2	中流部3	今切川	旧吉野川	第十堰調査		
		天然記念物	種の保存法	環境省RDB	徳島県RDB	河口部 第十堰	第十堰	高瀬橋 川島橋		脇町潜水橋 青石橋 三好大橋	百石須	大津橋 大寺橋	河口部 柿原堰		
1	カンムリカイツブリ				徳準絶	●	○	●			○		▲		
2	ヨシゴイ				徳準絶								▲		
3	オオヨシゴイ			EN									▲		
4	チュウサギ			NT	徳準絶	○	○	●		●	○	●	▲		
5	カラシラサギ			DD	徳I類	○							▲		
6	クロツラヘラサギ			CR	徳I類	○							▲		
7	コノツチウ				徳準絶								▲		
8	アカツクシガモ			DD									▲		
9	ツクシガモ			EN	徳I類	○							▲		
10	オンドリ				徳II類					●			▲		
11	トモエガモ			VU	徳II類								▲		
12	ウミアイサ				徳II類								▲		
13	ミサゴ			NT	徳II類	●	●	●		●	●	●	▲		
14	オオタカ		希少	VU	徳II類			○		●	●	●	▲		
15	ハイタカ			NT	徳準絶					○	○	●	▲		
16	ハイロチュウヒ				徳II類			●					▲		
17	チュウヒ			VU	徳II類	○	○	●					▲		
18	ハヤブサ		希少	VU	徳II類	●	●	●		●		○	▲		
19	ウズラ			DD	徳II類								▲		
20	クイナ				徳準絶								▲		
21	タマシギ				徳II類							○	▲		
22	ミキドリ				徳準絶								▲		
23	シロチドリ				徳II類	●	○			○			▲		
24	オオメダイチドリ				徳準絶								▲		
25	オジロトウネン				徳準絶	○							▲		
26	ギリアイ				徳準絶								▲		
27	オオハシシギ				徳準絶								▲		
28	アカアシシギ			VU	徳II類	○							▲		
29	カラフトアオアシシギ		希少	CR	徳I類								▲		
30	オグロシギ				徳準絶	○							▲		
31	ダイシャクシギ				徳準絶	●							▲		
32	ホウロクシギ			VU	徳II類	●							▲		
33	セイタカシギ			EN	徳I類								▲		
34	ズグロカモメ			VU	徳I類	●							▲		
35	コアシサシ			VU	徳II類	●	○	●			○	○	▲		
36	ヤマセミ				徳II類					●			▲		

<凡例> ●：最新調査回において現地確認、○：最新調査回以外の調査回のみで現地確認、▲第十堰関連調査で確認された種
 ※上表は「河川水辺の国勢調査：平成3年～15年」及び「第十堰関連調査（下流域環境調査）：平成2年～12年」の結果による。

表-2.7 (2) 吉野川（上流域）で確認された鳥類の特定種一覧表 (H5~H15)

No.	種名	特定種						河川水辺の国勢調査ダム湖版調査				水と緑の溪流づくり調査		
		1	2	4	6	7	8	池田ダム	早瀬浦ダム	新宮ダム	富郷ダム	柳瀬ダム	中流域 (砂防区間)	上流域 (砂防区間)
		天然記念物	種の保存法	環境省RDB	徳島県RDB	高知県RDB	愛媛県RDB							
1	ミソゴイ			NT	徳準絶	高I類	媛準絶	●						
2	ササゴイ					高準絶	媛準絶	●		○				
3	チュウサギ			NT	徳準絶	高準絶	媛準絶	○						
4	オンドリ				徳II類	高準絶	媛準絶	●	●	●	●		○	
5	トモエガモ			VU	徳II類	高IB類	媛II類	●						
6	ミサゴ			NT	徳II類	高IB類	媛準絶	●	●	●	●			
7	ハチクマ			NT	徳I類	高IB類	媛準絶	○	●	●	●			
8	オオタカ		希少	VU	徳II類	高IA類	媛II類	●	●	●	●	●	●	○
9	ツミ					高IA類	媛準絶	●	●	●	●			
10	ハイタカ			NT	徳準絶	高I類	媛準絶	●	○	○	●	●		
11	ノスリ					高II類		●	●	●	●	●		
12	サンバ					高II類	媛準絶	●	●	●	●	○	○	
13	クマタカ		希少	EN	徳I類	高IA類	媛IB類	○	●	●	●	●	●	●
14	ハヤブサ		希少	VU	徳II類	高IA類	媛II類	○	●	●	●	●	●	●
15	ヤマドリ						媛準絶		○	○	●	●	○	○
16	シロクヤマドリ					高不足		○			●	○	○	
17	ヒクイナ						媛準絶	●	●	●	●	●		
18	ジュウイチ				徳準絶	高準絶	媛II類	●	●	●	●	○	○	
19	カッコウ					高準絶		●	●	●	●	○	○	
20	アオバズク				徳準絶	高準絶	媛準絶	●	●	●	●	○	○	
21	ヨトカ				徳II類	高II類	媛II類	●	●	●	●			○
22	ヤマセミ				徳II類	高準絶		●	●	●	●	●	○	○
23	アカショウベン					高準絶	媛II類	●	●	●	●	●	○	○
24	カウセミ					高準絶		●	●	●	●	○	○	
25	フッコウソウ			VU	徳I類	高II類	媛IB類	●	●	●	●	○	○	
26	オオアカゲラ				徳準絶			○	○	○	○	○	○	
27	ナミエオオアカゲラ					高準絶		○	○	○	○	○	○	
28	ヤイロチュウ		希少	EN	徳I類	高IA類	媛IB類	●	○	○	○	○	○	
29	コシアカツバメ					高準絶		●	○	○	○	○	○	
30	ヒンズイ					高不足	媛II類	●	●	●	●	○	○	
31	サンショウクイ			VU	徳I類	高IA類	媛IA類	●	○	○	○	○	○	
32	カヤクグリ				徳準絶	高準絶	媛II類	●	○	○	○	○	○	
33	ヨリリ					高II類	媛II類	●	○	○	○	○	○	
34	ルリビタキ				徳準絶	高不足	媛準絶	●	○	○	○	○	○	
35	トラツグミ					高準絶		●	○	○	○	○	○	
36	オオヨシキリ					高準絶		●	○	○	○	○	○	
37	メボソムシクイ				徳準絶	高準絶	媛準絶	●	○	○	○	○	○	
38	エゾムシクイ				徳II類	高準絶	媛II類	●	○	○	○	○	○	
39	キビタキ					高準絶		●	○	○	○	○	○	
40	オオルリ					高準絶		●	○	○	○	○	○	
41	コサメビタキ					高不足		○	○	○	○	○	○	
42	サンコウチョウ					高準絶	媛準絶	●	○	○	○	○	○	
43	カンシラタカ					高準絶		●	○	○	○	○	○	
44	ノゾコ			NT	徳準絶	高不足		○	○	○	○	○	○	
45	アオジ					高不足		○	○	○	○	○	○	
46	クロジ					高準絶		●	○	○	○	○	○	
47	イカル					高I類		●	○	○	○	○	○	

<凡例> ●：最新調査回において現地確認、○：最新調査回以外の調査回のみで現地確認
 ※上表は「河川水辺の国勢調査（ダム湖版）：平成3年～15年」及び「水と緑の溪流環境調査：平成6年～15年」の結果による。

表-2.8 (1) 吉野川（直轄管理区間）で確認された両生類、爬虫類、哺乳類の特定種一覧表(H2～H15)

No.	種名	分類	特定種				直轄管理区間における確認位置								
			1	2	4	6	河口部	下流部	中流部1	中流部2	中流部3	今切川	旧吉野川	第十堰調査	
			天然記念物	種の保存法	環境省RDB	徳島県RDB	河口		高瀬橋 川島橋		青石橋 三好大橋	百石須	大寺橋	河口～ 柿原堰	
1	アカウミガメ	爬虫類			VU	徳類	●								
2	イシガメ	爬虫類				徳II類									
3	スッポン	爬虫類			DD	徳II類									▲
4	ジムグリ	爬虫類				徳準絶			●			○	●		
5	シロマダラ	爬虫類				徳準絶					○				
6	ヒバカリ	爬虫類				徳準絶			●			●	●		
7	キツネ	哺乳類				徳準絶						●			

〈凡例〉 ●：最新調査回において現地確認、○：最新調査回以外の調査回のみで現地確認、▲第十堰関連調査で確認された種

※上表は「河川水辺の国勢調査：平成3年～15年」及び「第十堰関連調査(下流域環境調査)：平成2年～12年」の結果による。

表-2.8 (2) 吉野川（上流域）で確認された両生類、爬虫類、哺乳類の特定種一覧表(H5～H14)

No.	綱名	種名	特定種					河川水辺の国勢調査(ダム湖版)					水と緑の溪流づくり調査		
			1	2	4	6	7	8	池田ダム	早瀬ダム	新宮ダム	富郷ダム	柳瀬ダム	中流或 (砂防区間)	上流或 (砂防区間)
			天然記念物	種の保存法	環境省RDB	徳島県RDB	高知県RDB	愛媛県RDB							
1	爬虫類	イモリ						●	●	●	●	●	●	●	●
2		ニホヒキガエル						●	●	●	●	●	●	●	●
3		トノサマガエル					高準絶	●	●	●		●	●	●	
4	爬虫綱	イシガメ				徳類			●	●					
5		スッポン			DD	徳類	高不足	●	●						
6		タフヤモリ				徳準絶	高準絶	●	●	●		○			
7		タカチホバビ				徳準絶	高不足	○	●		●	○			
8		ジムグリ				徳準絶	高不足	○	●	●		○	●		
9		シロマダラ				徳準絶	高不足	●	●	○					
10		ヒバカリ				徳準絶	高準絶	○	●	●			●	●	
11		ヤマカガシ						●	●	●	●	●	●	●	
12		マミシ						○	●	●	●	●	●		
13	哺乳綱	コリス					高準絶	●	●	●	●	●	●		
14		モモガ					高準絶		●	●					
15		ヤマネ	天		NT		高類		●	●					
16		キツネ				徳準絶		●	●	●	●	●	●	●	

〈凡例〉 ●：最新調査回において現地確認、○：最新調査回以外の調査回のみで現地確認

※上表は「河川水辺の国勢調査(ダム湖版)：平成3年～15年」及び「水と緑の溪流環境調査：平成6年～15年」の結果による。

表-2.9 (1) 吉野川（直轄管理区間）で確認された陸上昆虫類等の特定種一覧表(H2~H11)

No.	種名	特定種				直轄管理区間における確認位置							
		1 天然記念物	2 種の保存法	5 環境省R/L	6 徳島県RDB	河口部	下流部	中流部1 高瀬橋 川島橋	中流部2	中流部3 青石橋 三好大橋	今切川	旧吉野川	第十堰調査 河口~ 柿原堰
1	ムツガイセキグモ				徳不足	●				○			
2	フナシグモ				徳不足					○			
3	オオイトトンボ				徳留意			●					
4	モートンイトトンボ				徳類						○		
5	サラサヤシマ				徳I類					●			
6	ボンサナエ				徳準絶							●	
7	キイロヤマトンボ			VU	徳I類			●					
8	ナカハラヨコバイ			DD				●					
9	テングオオヨコバイ			DD						○			
10	オオカモドキサシガメ			NT		●				●			
11	スイムシハナカメムシ			CR+EN				●					
12	ハマツツチカメムシ			NT									▲
13	シロヘリツツチカメムシ			NT									▲
14	ヨオイムシ			NT				●			●		
15	オオナガレトビケラ			NT						○			
16	キンボシツツトビケラ			NT				●		●			
17	オオチャバネセセリ				徳I類			●				○	
18	シルビアシジミ			CR+EN	徳準絶			●					
19	キマダラモドキ			NT						○			
20	ウラハシヤノメ			VU						○			
21	エサキニセヒメガガンボ			DD									
22	オオアオミスギワゴミムシ				徳準絶			○		●			▲
23	フタモンマルクビゴミムシ				徳準絶								▲
24	オホツクリゴミムシ				徳類			●					▲
25	ウミホソチビゴミムシ			NT	徳準絶								▲
26	オオヒョウタンゴミムシ			NT	徳準絶								▲
27	ルイスノミョウ			VU	徳準絶	●							▲
28	ミヤマハンミョウ				徳準絶					○			
29	マダラコガシラミズムシ			NT							●		
30	ヒメシシミガムシ			NT				●		●		●	▲
31	キアシハナダカバチモドキ			DD				○		●			▲

〈凡例〉 ●：最新調査回において現地確認、○：最新調査回以外の調査回のみで現地確認、▲第十堰関連調査で確認された種

※上表は「河川水辺の国勢調査：平成3年～15年」及び「第十堰関連調査(下流域環境調査)：平成2年～12年」の結果による。

〈特定種凡例一覧〉

- 1) 文化財保護法、文化財保護条例における国、都道府県、市町村指定の天然記念物
特天：特別天然記念物、天：天然記念物
- 2) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律における国内希少野生動植物および緊急指定種
特希：特定国内希少野生動植物種、希少：国内希少野生動植物種
- 3) 自然公園法による指定植物
剣山：剣山国定公園、石鎚：石鎚国定公園
- 4) 環境省編、日本の絶滅のおそれのある野生生物 レッドデータブック掲載種
CR：絶滅危惧IA類、EN：絶滅危惧IB類、VU：絶滅危惧II類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足
- 5) 環境省編、レッドリスト掲載種
CR+EN：絶滅危惧I類、VU：絶滅危惧II類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足
- 6) 徳島県レッドデータブック
徳絶滅：絶滅、徳I類：絶滅危惧I類、徳II類：絶滅危惧II類、徳準絶：準絶滅危惧
徳不足：情報不足、徳地域：地域個体群、留意：留意
- 7) 高知県レッドデータブック
高絶滅：絶滅、高野絶：野生絶滅、高IA類：絶滅危惧IA類、高IB類：絶滅危惧IB類、高II類：絶滅危惧II類
高準絶：準絶滅危惧、高不足：情報不足
- 8) 愛媛県レッドデータブック
媛絶滅：絶滅、媛野絶：野生絶滅、媛IA類：絶滅危惧IA類、媛IB類：絶滅危惧IB類、媛II類：絶滅危惧II類
媛準絶：準絶滅危惧、媛地域：地域個体群、媛不足：情報不足、媛低減：低地減少種、媛調査：県調査種

2.2.6. 吉野川の代表種

表-2.10(1) 区間別環境要素と河川環境を特徴づける種(1)

流域区分	河川区分	環境要素		調査項目	生息生育する主な代表種					
					特定種	注目種				
						上位性	典型性	移動性	特殊性	
上流域	上流部	溪流	水域	魚介類	アカザ		アマゴ			
				底生動物	ホラアナミジンナ		サワガニ			
			陸域	植物	ヒメウラジロ、ツメレンゲ、ルリトラノオ、カノコユリ、エビネ					
				鳥類	オオタカ、クマタカ		ヤマセミ、カワガラス			
				両爬喃			タゴガエル、カジカガエル			
				陸上昆虫	オオムラサキ、クロヒカゲモドキ					
		ダム	水域	魚類	アカザ、ナガレホトケドジョウ					
				底生動物	ヒメテンコケムシ、クロヒカゲモドキ、ホラアナミジンナ、モノアラガイ					
			陸域	植物	ヒメウラジロ、カワヂシャ、シラン、エビネ、ナンカイアオイ、サカワサイシン、ゴショイチゴ、イズハハコ、ユキモチソウ、ナツエビネ、ニッケイ、ムギラン、イワヨモギ、ミゾコウジュ、カノコユリ、キンラン、アキノハハコグサ					
				鳥類	ミゾゴイ、チュウサギ、トモエガモ、ハチクマ、オオタカ、ハイタカ、ハヤブサ、ブッポウソウ、ノジコ、ミサゴ、クマタカ、サンショウクイ、ヤイロチョウ	ミサゴ				
				両爬喃	スッポン、ヤマネ					
				陸上昆虫	オオムラサキ、キマダラモドキ、クロヒカゲモドキ、コオイムシ、チャマダラセセリ、ツマグロキチョウ、オオナガレトビケラ					
		中流域	中流部1・2・3	水域	瀬淵 ワンド・ よどみ	魚介類	イチモンジタナゴ、アカザ、メダカ		コイ、ギンブナ、オイカワ、ウグイ、コウライニゴイ、ナマズ、アユ、メダカ、カワヨシノボリ、カワムツ	シマヨシノボリ、オオヨシノボリ、トウヨシノボリ、ヌマチチブ
						底生動物	キイロヤマトンボ、モノアラガイ		ハグロトンボ、ウルマーシマトビケラ	モクスガニ
植物							在来沈水植物群落(エビモ-ヤナギモ群落、クロモ群落)			
陸域	河原 水際の草 地 草地 ヤナギ林 樹林 竹林			植物	ミゾコウジュ、カワヂシャ、エビネ、ヒキノカサ、タコノアシ、クスドイケ、ミズキカシゲサ		ヨシ群落、ツルヨシ群落、オギ群落、アカメヤナギ群落、エノキ群落、マダケ林			
				鳥類	チュウサギ、ミサゴ、オオタカ、ハイタカ、チュウヒ、ハヤブサ、コアジサシ	ダイサギ、コサギ、アオサギ、ミサゴ、カワセミ	カイツブリ、カワウ、カルガモ、コチドリ、コアジサシ、ヤマセミ、ヒバリ、セグロセキレイ、ヒヨドリ、カワガラス、ウグイス、オオヨシキリ、メジロ、ホオジロ、カワラヒワ			
				両爬喃	スッポン		タゴガエル、クサガメ、ノウサギ、カヤネズミ、タヌキ、イノシシ			
				陸上昆虫	キイロヤマトンボ、ナカハラヨコバイ、オオカモドキサシガメ、ズイムシハナカメムシ、コオイムシ、ギンボシツツビケラ、シルビアシジミ、ヒメシジミガムシ、テングオオヨコバイ、オオナガレトビケラ、キマダラモドキ、ウラナミジャノメ、エサキニセヒメガガンボ、キアシハナダカハチモドキ		ハグロトンボ、ウルマーシマトビケラ、コムラサキ、ベニカミキリ			

注釈) 特定種は、環境省レッドデータブック、レッドリストの掲載種のみ記載

注目種のうち、特定種と重複する種は、下線を付した。

表-2.10(2) 区間別環境要素と河川環境を特徴づける種(2)

流域区分	河川区分	環境要素		調査項目	生息生育する主な代表種				
					特定種	注目種			
						上位性	典型性	移動性	特殊性
下流域	下流部	水域	干潟 瀬 淵 ワンド・ よどみ	魚介類	イチモンジタナゴ、イドミミズハゼ、メダカ		コイ、ギンブナ、オイカワ、ウグイ、コウライニゴイ、ナマズ、メダカ、スズキ、ボラ、マハゼ、カワヨシノボリ		
				底生動物	キイロヤマトンボ、カンテンコケムシ、ヒメテンコケムシ、クロダカワニナ、マメタニシ、モノアラガイ、クルマヒラマキガイ(レンズヒラマキガイ)、ナガオカモノアラガイ、マツカサガイ、トンガリササノハガイ、カタハガイ		ケフサイソガニ、ハグロトンボ、	モクズガニ	
				植物			在来沈水植物群落(エビモ-ヤナギモ群落、クロモ群落)		
		陸域	河原 水際の草地 草地 ヤナギ林 樹林 竹林	植物	カワヂシャ、タコノアシ、コギンギシ、ミクリ、トリゲモ		ヨシ群落、ツルヨシ群落、オギ群落、アカメヤナギ群落、エノキ群落、マダケ林		
				鳥類	チュウサギ、ミサゴ、ハヤブサ、オオタカ、ハイタカ	ダイサギ、コサギ、アオサギ、ミサゴ、カワセミ	カイツブリ、カワウ、カルガモ、コチドリ、ヒバリ、セグロセキレイ、ヒヨドリ、ウグイス、オオヨシキリ、メジロ、ホオジロ、カワラヒワ		
				両爬哺			クサガメ、ノウサギ、カヤネズミ、タヌキ		
		陸上昆虫	コオイムシ、マダラコガシラミズムシ、ヒメジミガムシ		ハグロトンボ				
	河口部	水域	干潟	魚介類	チクゼンハゼ、エドハゼ、タビラクチ		オイカワ、ギンブナ、スズキ、ボラ、トビハゼ、マハゼ		イドミミズハゼ
				底生動物	シオマネキ、ハクセンシオマネキ、ヒダカスナホリムシ		ホトギスガイ、ゴカイ、ケフサイソガニ	モクズガニ	
		陸域	水際の草地 草地	植物	ウラギク、コギンギシ、コアマモ		ヨシ群落、ツルヨシ群落		
				鳥類	ミサゴ、ハイタカ、ハヤブサ、ホウロクシギ、ズグロカモメ、コアジサシ、カラシラサギ、クロツラヘラサギ、ツクシガモ、アカアシシギ	ダイサギ、コサギ、アオサギ、ミサゴ、カワセミ	カイツブリ、カワウ、カルガモ、コチドリ、シロチドリ、ハマシギ、コアジサシ、ヒバリ、セグロセキレイ、ヒヨドリ、ウグイス、オオヨシキリ、メジロ、ホオジロ、カワラヒワ、		
				両爬哺	アカウミガメ		ノウサギ、カヤネズミ、タヌキ		
陸上昆虫				オオカモドキサンガメ、ルイスハンミョウ					

注釈) 特定種は、環境省レッドデータブック、レッドリストの掲載種のみ記載

注目種のうち、特定種と重複する種は、下線を付した。

なお、第十堰関連調査で確認された特定種(環境省レッドデータブック、レッドリストの掲載種)のうち、確認位置の記録がない下記の種は上表に含まれていない。

<植物>アゼオトギリ、コイヌガラシ、イヌノフグリ、イトモ、ミズアオイ

<鳥類>オオヨシゴイ、アカツクシガモ、トモエガモ、ウズラ、カラフトアオアシシギ

<陸上昆虫類>ハマベツチカメムシ、シロヘリツチカメムシ、ウミホソチビゴミムシ、オオヒョウタンゴミムシ

2.2.7. 吉野川を特徴付ける場所

吉野川を特徴付ける場所(吉野川らしさを代表する箇所)としては、以下に示す11箇所が整理される。

表-2.11 吉野川を特徴付ける場所一覧表

保全上重要な環境	位置	環境の特徴
①河口付近	0.0～3.4k	河口干潟は、ラムサール条約締結国会議でたちあげられた「東アジア・オーストラリア地域シギ・チドリ類重要生息地ネットワーク」に日本で最初に参加した干潟であり、シロチドリ、ハマシギ等の重要な中継地となっている。 河口周辺は四国のみずべ八十八カ所の「吉野川河口」に選定されている。
②本川感潮域	2.4～11.7k	感潮区間であり、汽水・海水域の魚介類が生息する区間である。幅800m前後にもおよぶ広い開放水面を持ち、雄大な景観を形成する区間である。
③旧吉野川・今切川湛水域のヨシ原	旧吉野川4.0～4.6k, 今切川8.4～10.2k	旧吉野川河口堰、今切川河口堰の湛水域となっている。水際には植生は少ないが、ヨシ群落等が点在している。
④旧吉野川分岐点上流	旧吉野川11.0～19.8k	緩流域となっている。中州状のヤナギ林や水際のワンド、ヨシ群落など、緩流域の生物の生息場、隠れ場となる環境が分布する区間である。
⑤第十堰湛水域付近	15.0～17.8k	第十堰により堰上流は、止水域・緩流域になっている。陸域には、ヤナギ林とヨシ・オギ群落が発達し、自然度の高い景観を形成している区間である。 この周辺は四国のみずべ八十八カ所の「第十堰周辺のみずべ」として選定されている。
⑥柿原堰下流砂礫地	19.0～23.0k	砂州が発達し、水際の植生としてツルヨシが生育している区間である。
⑦善入寺島付近	25.8～32.5k	かつて集落があった中州状の善入寺島付近の区間である。砂州と早瀬が分布し、陸域では善入寺島を囲むように竹林が発達する。 善入寺島付近は四国のみずべ八十八カ所の「善入寺島周辺のみずべ」として選定されている。
⑧岩津上流美馬市穴吹町付近	41.6～46.0k	岩津狭窄部から上流は、水防林として藩政時代に整備された竹林が残る区間である。
⑨半田川合流点～加茂谷川合流点付近	55.5～66.0k	陸域には竹林が帯状に、水際にはツルヨシ群落がまとまって分布する区間である。中島には、伊射奈美神社跡地が河道内に島状に残っている。
⑩美濃田の淵	69.0～70.2k	徳島県の名勝・天然記念物に指定されている美濃田の淵の区間である。淵と露出した岩肌により景観を形成している。吉野川ハイウェイオアシスが隣接し、来訪者も多い。 この付近は四国のみずべ八十八カ所の「美濃田の淵」として選定されている
⑪池田ダム湛水域より上流の渓谷	87k付近～	景勝地である「大歩危・小歩危」に代表される山地渓谷の景観を呈している。 吉野川の上流域では四国のみずべ八十八カ所として「大歩危・小歩危」と最上流部の「氷室の大瀧」が選定されている。



⑦善入寺島付近

砂州と早瀬が分布し、陸域では善入寺島を囲むように竹林が発達する。



⑤第十堰湛水域付近

堰上流は止水域・緩流域であり、陸域には、ヤナギ林とヨシ・オギ群落が発達し、自然度の高い景観を形成



⑨半田川合流点～加茂谷川合流点付近

陸域には竹林が帯状に、水際にはツルヨシ群落がまとまって分布する区間



④旧吉野川分岐点上流

緩流域となっており、中州状のヤナギ林や水際のワンド、ヨシ群落など、緩流域の生物の生息場、隠れ場となる環境が分布



旧吉野川湛水域



今切川湛水域

③旧吉野川・今切川湛水域

旧吉野川河口堰、今切川河口堰の湛水域。水際には植生は少ないが、ヨシ群落等が点在している。出典)水資源機構



①河口付近

「東アジア・オーストラリア地域シギ・チドリ類重要生息地ネットワーク」に日本で最初に参加した干潟



⑩美濃田の淵

淵と露出した岩肌により景観を形成



⑥柿原堰下流砂礫地

砂州が発達し、水際の植生としてツルヨシが生育



②本川感潮域

広い開放水面を持ち、雄大な景観を形成する区間



⑪池田ダム湛水域より上流の渓谷

景勝地である「大歩危・小歩危」に代表される山地渓谷の景観を呈す



⑧岩津上流美馬市穴吹町付近

水害防備林として藩政時代に整備された竹林が残る区間

図-2.6 吉野川を特徴付ける場所位置図

2.3. 特徴的な河川景観や文化財等

2.3.1. 特徴的な河川景観

吉野川流域には、大歩危・小歩危の山地溪谷や美濃田の淵などの特徴的な河川景観の他、水害防備林など、流域に暮らす人々の知恵と生活をうかがい知ることができる景観資源も多い。

以下に代表的な河川景観を示す。

(1) 瀬戸川溪谷

稲叢山に源を発する瀬戸川には、庭石として珍重される「吉野の青石」が累々と積み重なり、秋の紅葉とのコントラストが美しい景観を作り出している。アメゴも登れず引き返すというアメガエリの滝は勇壮である。



(2) 大歩危・小歩危

吉野川のほぼ中間に位置する約5kmのV字峡谷で、その溪谷美から四国有数の景勝地となっている。

また、水面では船下り等が行われ、多くの観光客で賑わう有数の観光地となっている。



出典) 徳島TOKUSHIDMA PHOTO COLLECTION

(3) 祖谷溪谷

祖谷川は、西日本第二の高峰・剣山つるぎを源に流れる吉野川水系最大の支流である。この祖谷川が中津山、国見山など剣山系の1400m級の山を削りながら流れ、「祖谷溪」と呼ばれる屈指の大溪谷を形づくっている。



出典) 徳島TOKUSHIDMA PHOTO COLLECTION

(4) ^{とみきとけいこく}富郷溪谷

銅山川が流れ、深緑の山に囲まれた美しい富郷溪谷。^{もどりがだけ}戻ヶ嶽付近は断崖絶壁から樹木が垂直に生える奇観が続く。自然の力強さを物語る光景だが、川の流は緩やかで川岸に降りられ、アユやアメゴ釣り、川遊び等が楽しめる。



(5) ^{みのだふち}美濃田の淵

吉野川中流域の景勝地で、結晶片岩の地層が吉野川によって侵食され、長さ約2km、幅約100mに渡って深い淵を作っている。川中には「獅子舞岩」「鯉釣岩」などの名前が付けられた奇岩があり、県の名勝・天然記念物に指定されている。



出典) 徳島TOKUSHIDMA PHOTO COLLECTION

(6) ^{すいがいぼうびりん}水害防備林

吉野川の川岸には、藩政時代より植えられた水害防備の竹が今なお残っている。堤防の整備とともに竹林の一部は伐採されていたが、現在でも徳島県三好郡から美馬市にかけての川沿いには多くの竹林が残っている。



(7) ^{だいじゅうもん}第十樋門と^{だいじゅうげき}第十堰

場所：板野郡上板町、名西郡石井町

約250年前に吉野川(現在の旧吉野川)に導水するため、別宮川(現在の吉野川)と、吉野川の右岸に沿って木杭の間に砂石等を詰めたと、第十堰の原型といわれている。明治11年には、上流側に上堰が建設され、現在の2段堰の形となっている。また、第十樋門は、吉野川の水を旧吉野川に流すため、大正12年に設置された施設で、この第十樋門を通じて導水された吉野川の水は旧吉野川流域の生活や農業、産業などの経済活動を支えている。



(8) 河口域の干潟・砂州

川幅が約1.3kmにもなる吉野川の河口付近は、ラムサール条約締結国会議で立ち上げられた「東アジア・オーストラリア地域シギ・チドリ類生息地ネットワーク」に日本で最初に参加した干潟があり、シロチドリ、ハマシギ等の重要な中継地となっている。さらにその上流側にはヨシ原を伴った干潟が川岸に沿って発達しており、上流14.2kmの第十堰までの各所に干潟が分布している。





図-2.7 吉野川流域の特徴的な河川景観位置図

2.3.2. 吉野川流域の文化財、歴史

(1) ^{かんならしいげ}神鳴池

場所：吾川郡いの町寺川

本川村史第二巻社寺信仰編によれば、寺川地区の項の中に「おも池」の記載があり、それが神鳴池であるらしく、神鳴池の地名も、いつの頃からおも池を神鳴池と呼称しはじめたのかも不明である。

このおも池には大蛇が棲んでいると伝えられ、明治、大正頃の新聞に次のような伝説が記されている。

寺川の漁師甚吉が猪を追って山に入った時、沼の中へ吸い込まれて行く猪を見て里人に告げてから、お瓶ヶ森の御池の主は人を喰う、ゲナ蛇じゃと言って恐れられた。庄屋山内左源太は、力衆に勝れた勇士であったが、ある日この池の主を退治すべく、おも池に登り大声を挙げて主よ出よと叫んだ時、底無し沼の中から音も無く白い煙が二つ出て、足に巻きつくので、左源太は近くの大木にくくりつけた所、大雷鳴と共に大木を根こそぎ沼の中へ引き込んだとのことである。

以来、怪異を神聖化する未開の人達は、人間の近づくべからず神秘境にしてきたのである。



(2) ^{ほんがわかくら}本川神楽

場所：吾川郡いの町

本川神楽は、高知県いの町(旧本川村)に伝えられる神楽である。大永3年(1523年)、伊勢山田から伝わったとされており、村内安全、無病息災、悪魔退散のための祈祷のひとつとして、各集落の神社に奉納されている。昭和55年に国指定重要無形民族文化財に指定されている。



出典) 高知県ホームページ

(3) ^{きぜんざん}帰全山

場所：長岡郡本山町

土佐藩家老の野中兼山^{けんざん}は、領内の新田開発とそれに必要な堰や用水路の開発を積極的に推し進めていた。また、自分の領地であった本山町を流れる吉野川の水を、高知城下に引こうと考えていた。しかし、この壮大な計画は、山が壁になって実現しなかった。帰全山はこの野中兼山が、慶安4年(1651年)、母(秋田夫人)を葬ったところであり、山崎闇斎^{あんさい}が帰全山記を刻している。現在の高知県の史跡として指定されている。



(4) ^{へいけやしきばしよ}平家屋敷場所

場所：三好郡西祖谷山村

寿永4年(1185年)2月19日、屋島壇ノ浦の戦いに敗れ生き残った平家一族は、全国の山間僻地に落ち延びていった。

平教盛の次男、平国盛は、安徳天皇を奉じて水庄村(旧香川県東かがわ市(旧大内町))に逃れ、しばらく潜伏した後、阿讃山脈を越えて吉野川をさかのぼった。井ノ内谷を渡り、寒峯をよじ登り、祖谷の地に入る。しばらく大枝に滞在した後、阿佐に移り住んだ国盛。阿佐を拠点に平家再興の日を夢見ていたが、祖谷山に入山して20年余の後、国盛は息を引きとった。

平国盛直系の子孫と伝えられる阿佐家が住む平家屋敷には、「平家の赤旗」をはじめ系図や名刀も収められている。



出典) 徳島TOKUSHIDMA PHOTO COLLECTION

(5) かずら橋

場所：三好郡西祖谷山村

吉野川支流の祖谷川に架かる、シロクチカズラを材料とした釣り橋。西祖谷山村善徳にあるかずら橋は長さ45m、水面からの高さ15mで、国指定有形民族文化財となっている。



出典) 徳島TOKUSHIDMA PHOTO COLLECTION

(6) ^{くろぞうしつげん}黒沢湿原

場所：三好郡池田町

黒沢湿原は三方を標高600mあまりの山々に囲まれた26.7haの湿原で、サギソウやキセルアザミ、食虫植物などの希少な湿原植物が自生しており、黒沢の湿原植物群落として、昭和40年に徳島県天然記念物に指定されている。



出典) 徳島TOKUSHIDMA PHOTO COLLECTION

(7) おおたにがわえんてい大谷川堰堤（デ・レーケ堰堤）

場所：美馬市脇町

大谷川堰堤は、長さ97m、高さ3.8mの石積堰堤で、アーチ型の緩やかな曲線を描いているのが特徴である。この砂防堰堤は、政府の要請により明治17年にオランダ人土木技術者のヨハネス・デ・レーケの指導のもと内務省の直轄工事で施工されたことから「デ・レーケの砂防堰堤」とも呼ばれており、登録有形文化財に登録されている。



出典) 吉野川交流推進会議

(8) うだつの町並み

場所：美馬市脇町

藍商の集う南町は、旧商家の本街道として最も繁華な通りであった。付近に見られる土蔵造りの家屋は大半が当時のまま残っており、隣家との境界には2階の壁面から1mばかり突出した土造りの防火壁がある。この壁を「うだつ」という。これを作るには相当な建築費を要したことから、作れない人の様を「うだつがあがらない」と揶揄した。なお、脇町は昭和63年（1988年）12月16日に「重要伝統的建造物群保存地区」に指定されている。



出典) 徳島TOKUSHIDMA PHOTO COLLECTION

(9) いわづ いしどうろう岩津の石灯籠

場所：阿波市阿波町

岩津は池田・徳島間のおよそ中間地点、吉野川流域でも川幅が最も狭い地点に位置することから、舟の監視所を設けるには最適な地であった。そのため水上輸送が地域交通の大動脈として活躍した。このように水上輸送が盛んだった当時、川を往く舟は昼夜を問わなかったが、暗闇での操船では事故が多かったので、湊の位置を知らせる小さな灯台が建立された。これを常夜灯とよぶ。その後、昭和25年（1950年）に発動汽船（通称ポンポン船）が就航し、次いで昭和33年（1958年）に岩津橋が架橋されると、岩津渡しは廃止、常夜灯もその役目を終えた。



(10) 阿波の土柱^{どちゅう}

場所：阿波市阿波町

国の天然記念物に指定されている阿波市の「土柱」は、100万年前に堆積した扇状地が、その後隆起し、雨水の浸食作用を受けて形づくられたもので、アメリカのワイオミング、オーストラリアのチロルの土柱とともに世界三大奇勝に数えられている。



出典) 徳島TOKUSHIDMA PHOTO COLLECTION

(11) 善入寺島^{ぜんにゅうじとう}

場所：阿波市市場町、吉野川市川島町

善入寺島は、吉野川の河口から約30km付近にあり、広さが約500haの川中島である。吉野川の第一期改修工事により、遊水地として全島買収される大正4年まで、約500戸、3,000人が住んでいた。当時、善入寺島には、宮の島村や栗島村など、いくつかの村があり、学校が2校、浮島八幡宮などの神社もあった。現在でも、島内には、当時の生活を思い起こさせる史跡が数多く残っている。



(12) 麻名用水^{あさなようすい}

場所：吉野川市川島町

明治時代、衰退した阿波藍にかわり、養蚕を主な生業とする農家が増えていったが、化繊の発達から絹織物も不振をきたし、養蚕業からさらに米作へと転作する農家も相次ぎ、そこで用水路を開設する水利計画が立てられた。明治37年(1904年)の大干害により、計画の促進がさらに強く望まれたため、明治39年(1906年)12月に起工し、足かけ7年の歳月を費やして麻名用水は完成した。



(13) 潜水橋^{せんすいきょう}

場所：吉野川市川島町ほか

吉野川の北岸と南岸との人や物の交流には、かつて渡し舟が活躍していたが、洪水や風に弱く、大水の時などはしばしば長期間の舟止めになることもあった。舟止めのみならず、舟が転覆して多数の犠牲者が出るなどの惨事も起こったことから建設された橋が、潜水橋である。普段は人や車が通行出来る橋だが、水面近くの低い位置に造られているので、小さな出水でも水中に没し通行出来なくなる。



川島潜水橋

(14) ^{えがわ ゆうすい}江川の湧水

場所：吉野川市鴨島町知恵島

年中、清澄な水が湧出し、その水温が夏季は10℃に下がり、冬季は20℃に上昇する異常水温の湧水である。国の天然記念物に指定されている。



出典) 徳島県ホームページ

(15) ^{たなか}田中家

場所：名西郡石井町

吉野川の洪水から家を守るために、まるで一枚岩のように見事に積み上げられた石垣が、当時の藍商の全盛時代をしのばせる田中家。国の重要文化財。

石垣は洪水のやって来る方向ほど高くなっており、鳴門の撫養石や青石が使われている。母屋は茅葺きで、洪水で水が屋根までくると、屋根が浮き上がり舟の代わりになるという。また、軒下には舟が吊られており、これが救助船として使われた。



(16) ^{あわあい}阿波藍

場所：板野郡藍住町

阿波藍の起源は定かではないが、天正13年に蜂須賀家政が播州から国主として、阿波へ入国の際に伝えたとも、室町時代にはすでに阿波国の重要な財源の一つであったとも言われる。阿波藍の生産は、江戸時代には藩の保護、奨励策のもとに隆盛を極め、明治以降も藍作は盛んに行われた。しかし、インド藍が輸入され始め、さらに、明治後期からは化学合成された人造藍の輸入が増加したため、阿波藍の栽培は減少した。最近では、天然藍の持つ美しさや風合いが改めて見直され、全国的に静かなブームを巻き起こしている。



出典) 徳島TOKUSHIDMA PHOTO COLLECTION



図-2.8 吉野川流域の主な文化財位置図

2.3.3. 吉野川流域の巨木

(1) 加茂の大クス

場所：三好郡三加茂町

樹齢1000年余りといわれる西日本最大のクスの巨樹。高さ約22m。根回りは約19mで、枝張りは東西約50m、南北約40mにもおよんでいる。一本の幹であるにもかかわらず12本の太い枝が繁茂しており、樹勢は今なお盛んである。武大神社の境外地にあり、わが国でも有数の巨木として国の特別天然記念物に指定されている。



出典) 徳島TOKUSHIDMA PHOTO COLLECTION

(2) 杉の大スギ

場所：長岡郡大豊町

大豊町の八坂神社の境内にあるスギの巨木で、南大スギと北大スギの2本が並び、ともに特別天然記念物に指定されている。南大スギが大きく、目通し周囲約15m、樹高約60m、北大スギは目通し周囲約10m、樹高約55mに達し、樹齢は1000年以上と推定されている。どちらも屈指の大きさであるが、南大スギは全国でも最大級のものである。国の天然記念物に指定されている。



出典) 高知県ホームページ

(3) 平石の乳イチョウ

場所：土佐郡土佐町

平石集落に望む高台に立っているイチョウで、古来より全国的に有名なイチョウの巨樹。乳の数が多いのが特徴で、長いものは4m近くに達するものがあるほど。目の高さよりも、枝分かれする地上5mあたりの乳の発達が著しく、10mをはるかに越えるような太さになっている。県道の入り口に「日本一のイチョウ」の石碑が立っている。国の天然記念物に指定されている。



出典) 土佐町ホームページ

(4) 乳保神社のイチョウ

場所：板野郡上板町

上板町の乳保神社の一角にある、推定樹齢千年の高さ30mあまりに達するイチョウの老木で、木根というコブのようなものが垂れ下がっている。その形が人や動物の乳房に似ていることから、「乳イチョウ」と呼ばれて、胸の病気や乳の出が悪い女性が神社に祈願し、木根の先を白紙で結ぶことによって、ご利益があると信じられている御神木である。国の天然記念物に指定されている。



出典) 徳島県ホームページ



図-2.9 吉野川流域の主な巨木位置図

2.3.4. 吉野川にまつわる洪水遺産

(1) 三王の碑

場所：美馬郡つるぎ町

昔、吉野川は美馬橋付近から貞光へ向かって流れていたため、貞光町付近はしばしば冠水の憂き目に遭ったといわれる。

今から340年程前、藩主・蜂須賀光隆は、貞光代官・原喜右衛門に築堤を命じた。堤は工事中に幾度となく洪水で流され、予算を使い果たしてしまったため、喜右衛門はしかたなく私産を投じてまで工事を続けていた。しかし、それでも工事費が足りないので、百姓たちを強制労働にかりたせ、ようやく延長約600m、高さ4.5mの藤森堤を築いたのである。



ただ、日々の困窮にあえいでいた百姓たちにとって、この労働は過酷を極めた。百姓たちの窮状を見て代官所に夫役引きを願い出たのが、東端山の政所・武田助左衛門である。助左衛門は藩主・蜂須賀光隆に、喜右衛門の非道と村の惨状を直訴したのである。これによって、藩から調査方が差し向けられたが、当の助左衛門は直訴御法度の掟を破ったかどで入牢、そして獄死した。一方、喜右衛門は見積もり違いと不調法のかどで切腹することとなった。このとき従者2名も自刃している。

明治26年(1893年)、自刃した喜右衛門ら三名の功績をたたえて、貞光町の有志により三王神社という祠が建てられた。それゆえに、喜右衛門の築いた藤森堤は「三王堤」ともよばれている。

(2) 郡境石

場所：吉野川市鴨島町先須賀

洪水は家屋を損壊したり、田畑を水浸しにするだけでなく、しばしば町村の境界線まで不明にってしまった。そこで、洪水にも流されないような大きな石を郡の境に目印として設置し、これを郡境石と呼ぶことにした。

全長190cm、埋込部分約80cm。石面には、この場所は麻植郡・板野郡・名西郡の境界であることと、もしもこの大きな石が流出するようなことがあっても、洪水の心配のない円通寺の高台に設けられた立石(基準石)によって、元の場所(立石から真北に323間4尺の地点)に復元できると刻まれている。



(3) 境界木^{きょうかいぼく}

場所：徳島市国府町

吉野川の氾濫による洪水は、表土の流出や土砂の流入を引きおこし、しばしば田畑の境界線を不明にしてしまった。このような洪水による土地の境界のトラブルを未然に防ぐため、境界がわかるように田畑の四隅やあぜ道に植えられた木のことを境界木^{ちざかいき}（地境木）という。境界木には流出を防ぐため、ボケやマメツゲなど、あまり大きくならず根を広く張る木が多く使われている。この慣習は広く受け継がれ、このような境界木は今日まで残っている。



(4) 高地蔵^{たかしぞう}

場所：徳島市国府町東黒田他

文化8年(1811年)に建立された東黒田の高地蔵は、総高約4.19mもあり、県内でも一番高い地蔵である。

微笑をたたえて一切衆生を上から見守るその姿から、「うつむき地蔵さん」の愛称で地元の人々に親しまれている。その台座の高さからは、地蔵が洪水で水没したり、流されたりしないようにという人々の信仰心の厚さがうかがえる。吉野川流域にはこのような高地蔵がいくつも見られる。



(5) 印石^{しるしいし}

場所：名西郡石井町藍畑

吉野川では、藩政期には、築堤する際に藩に願い出を出して、村同士で話し合いを持っていたが、利害が対立したままでまとまらないことが多々あった。

そのような中、石井町で嘉永4年(1851年)に元村地区と中州地区の間で水除け争い（築堤争い）があり、郡代は両者の話を聞いた上で、元村の人々に中州地区の土地と同じ高さの堤防を築くことを許したが、元村の人々は完成した新堤にさらに土を盛ったため、藩は土を除去するように命じるとともに、今後争いが起こらないようにと石柱の上部に決められた堤防の高さを示す横棒1本と「印石」という文字を刻み、その石柱を堤防の各所に埋めこんだ。

このときの経緯を記した石碑が皇太神宮という小さな社の横にあるが、それには21個の印石を堤防の各所に埋設したと書かれている。産神社^{うぶ}にある「印石」はそのうちの一つで、高さ約1.3m、幅約30cm、厚さ約15cmの青石でできている。



(6) 龍蔵堤

場所：徳島市国府町芝原

昔、徳島市国府町芝原の一带では藍の栽培が盛んに行われていたが、例年の度重なる洪水のため、家や牛馬が流され、田畑も台無しになっていた。事態に窮策した村の庄屋や世話役たちは、ついに人柱を川に沈め水の神を鎮めることを決意し、朝一番に芝原から第十に通じる街道を通った者を人柱とすることとした。

情け深い庄屋は、自分が犠牲になることを決心し、白装束を用意してくれ、と言って床についた。これを漏れ聞いたのが、日頃庄屋に世話になっていた龍蔵である。龍蔵は、何とかして日頃の恩に報いたいと考え、庄屋の身代りになることを決心した。こうして、村人たちは龍蔵を人柱として川に投げ込むことになる。事の次第を知らされた庄屋が龍蔵のために作った堤防が、後に「龍蔵堤」とよばれるようになった。

龍蔵堤は吉野川とその支流の新宮川（現神宮入江川）で発生した洪水が、徳島城下にまで及ばないように徳島市国府町芝原に築造された堤防である。また、「川贄さん」として親しまれている守護神「川除大神宮」が祀られており、現在でも正月には地元の人々によってお注連が飾られている。



(7) 蔵珠院

場所：徳島市国府町芝原

蔵珠院は、今から約千年前、じんこうだいごてんのう 人皇醍醐天皇の御願理源大師ごがんにりげんだいし 聖宝僧正しょうぼうそうじょうによって開基され、堂塔整備の無本寺どうとうせいび むほんじの寺格の高い寺である。

慶応2年(1866年)に起こった大洪水は、その年の干支から「寅の大水」と呼ばれた。当時の被害はすさまじく、蔵珠院の室内の土塀や戸板には、床上約2尺(約60cm)の高さにくっきりと洪水の後が残されている。

寺の過去帳によれば、大雨は8月5日から降り始め、7日の夜に大洪水が発生し、亡くなった檀家32名が列記されている。このように、江戸時代の洪水の跡がはっきり残っているものは全国でも数少ない。平成7年12月2日に、そのときの恐ろしさを後世に伝えようと、当時の山門横に、洪水の跡の高さを示す標柱が、市民団体によって建立された。





図-2.10 吉野川流域の主な伝説位置図

2.4. 自然公園等の指定状況

2.4.1. 自然公園及び自然環境保全地域

吉野川流域には、2つの国定公園、10の県立自然公園が指定されている。自然豊かなこの地域は、キャンプやハイキング等を通じて、四季折々、地域の人々に親しまれている。

表－2.12 吉野川流域自然公園等の指定状況

公園名	指定年月日	関係市町村	景観・地形地質	公園面積 (ha)
剣山国定公園	S39.3.3	那賀町、つるぎ町、美馬市、池田町、山城町、井川町、三加茂町、東祖谷山村、西祖谷山村の各一部	剣山を中心とした構造山地、別府峡の紅葉美・溪谷美等	20,961 (H13.3)
石鎚国定公園	S30.11.1	西条市、面河村	面河溪（侵食溪谷）、御来光ノ滝等	10,683 (H13.3)
大麻山県立自然公園	S42.1.1	鳴門市の一部	大麻山、大麻比古神社等	1,309 (H13.3)
奥宮川内谷県立自然公園	S42.1.1	阿波市の一部	宮川内ダム、御所神社他	1,325 (H13.3)
東山溪県立自然公園	S42.1.1	徳島市、阿南市、勝浦町、佐那河内村、鷺敷町の各一部	中津峰山、丈六寺、徳円寺、鶴林寺、大竜寺山、鷺敷ライン、一の宮城跡	3,724 (H13.3)
中部山溪県立自然公園	S42.1.1	上勝町、那賀町、海南町、神山町の各一部	川口ダム、長安口ダム、沢谷古堂山、轟の滝、神通滝、雨乞の滝、焼山寺、殿川内	5,681 (H13.3)
箸蔵県立自然公園	S42.1.1	三好町、池田町、井川町、三加茂町の各一部	雲辺寺、箸蔵寺、美濃田の淵	1,183 (H13.3)
梶ヶ森県立自然公園	S39.10.20	大豊町	梶ヶ森を中心とした山岳景観、杉の大杉、竜王の滝他	1,740 (H12.3)
金砂湖県立自然公園	S36.3.22	四国中央市	金砂湖と富郷溪谷等	980 (H10.3)
白髭山県立自然公園	S31.1.17	本山町	ヒノキの天然林、ヒノキやコメツガの白骨林、帰全山	476 (H12.3)
工石山陣ヶ森県立自然公園	S49.6.10	南国市、高知市、土佐町、吾北村	冷温帯と暖温帯植物が混生する工石山の自然植生、アセビの大群落等	2,314.9 (H12.3)

出典)「徳島県自然公園等位置図(H13.3)」、「えひめ自然環境情報図(H10.3)」

「高知県自然公園等位置図(H12.3)」



出典) 自然公園等位置図(徳島県・愛媛県・高知県)

図-2.11 吉野川流域の自然公園等指定状況

2.4.2. 鳥獣保護区

吉野川流域には、国設鳥獣保護区が1箇所、県設鳥獣保護区が48箇所(徳島県35箇所、愛媛県3箇所、高知県6箇所、香川県4箇所)が指定されている。

そのうちの剣山山系鳥獣保護区を始めとする18箇所の鳥獣保護区には、特別保護地区が指定されている。

表-2.13 吉野川流域の国設鳥獣保護区 (平成16年11月現在)

NO.	設定	名称	指定期限	面積 (ha)
1	国設	剣山山系鳥獣保護区	～H21. 10. 31	8, 330 (995)

注釈) (カッコ)は当該鳥獣保護区に含まれる特別保護地区面積

出典)「徳島県鳥獣保護区等位置図(H16年度)」

表-2.14 吉野川流域の県設鳥獣保護区(徳島県) (平成16年11月現在)

NO.	設定	名称	指定期限	面積 (ha)
2	県設	鮎喰川鳥獣保護区	～H17. 10. 31	131
3	県設	四国三郎橋鳥獣保護区	～H17. 10. 31	63
4	県設	六條大橋鳥獣保護区	～H17. 10. 31	88
5	県設	高越山鳥獣保護区	～H17. 10. 31	600 (200)
6	県設	鳴滝鳥獣保護区	～H17. 10. 31	450 (125)
7	県設	竜王山鳥獣保護区	～H18. 10. 31	200
8	県設	眉山鳥獣保護区	～H19. 10. 31	1, 450 (170)
9	県設	切幡鳥獣保護区	～H19. 10. 31	160 (26)
10	県設	焼山寺鳥獣保護区	～H20. 10. 31	120 (20)
11	県設	紫小屋鳥獣保護区	～H20. 10. 31	200 (20)
12	県設	宮川内鳥獣保護区	～H20. 10. 31	507
13	県設	東山鳥獣保護区	～H20. 10. 31	3
14	県設	大野鳥獣保護区	～H20. 10. 31	15
15	県設	渋野鳥獣保護区	～H21. 10. 31	40
16	県設	浦の池鳥獣保護区	～H21. 10. 31	295
17	県設	土柱鳥獣保護区	～H21. 10. 31	133
18	県設	仁賀木鳥獣保護区	～H21. 10. 31	311
19	県設	大麻山鳥獣保護区	～H22. 10. 31	275
20	県設	植桜鳥獣保護区	～H22. 10. 31	77
21	県設	月の宮鳥獣保護区	～H23. 10. 31	315
22	県設	石井鳥獣保護区	～H23. 10. 31	341 (21)
23	県設	高城山鳥獣保護区	～H23. 10. 31	615
24	県設	神山森林公園鳥獣保護区	～H24. 10. 31	297
25	県設	いきものふれあいの里鳥獣保護区	～H24. 10. 31	400
26	県設	大歩危鳥獣保護区	～H24. 10. 31	500 (144)
27	県設	板野町東部鳥獣保護区	～H25. 10. 31	137
28	県設	妙見山鳥獣保護区	～H25. 10. 31	170
29	県設	大神子鳥獣保護区	～H26. 10. 31	850 (186)
30	県設	大栗山鳥獣保護区	～H26. 10. 31	40
31	県設	大滝山鳥獣保護区	～H26. 10. 31	450 (8)
32	県設	土釜鳥獣保護区	～H26. 10. 31	200
33	県設	舞中島鳥獣保護区	～H26. 10. 31	343
34	県設	箸蔵鳥獣保護区	～H26. 10. 31	530 (160)
35	県設	雲辺寺鳥獣保護区	～H26. 10. 31	100
36	県設	竜ヶ岳鳥獣保護区	～H26. 10. 31	470 (100)

注釈) (カッコ)は当該鳥獣保護区内に含まれる特別保護地区面積

出典)「徳島県鳥獣保護区等位置図(H16年度)」

表-2.15 吉野川流域の県設鳥獣保護区(愛媛県) (平成16年11月現在)

NO.	設定	名称	指定期限	面積(ha)
37	県設	三島嶺南鳥獣保護区		1,040(126)
38	県設	葛籠尾鳥獣保護区		280
39	県設	奥乃院鳥獣保護区		430(103)

注釈) (カッコ)は当該鳥獣保護区内に含まれる特別保護地区面積

出典)「愛媛県鳥獣保護区等位置図(H16年度)」

表-2.16 吉野川流域の県設鳥獣保護区(高知県) (平成16年9月現在)

NO.	設定	名称	指定期限	面積(ha)
40	県設	西峰鳥獣保護区	～H18.11.14	70
41	県設	梶ヶ森鳥獣保護区	～H21.11.14	464
42	県設	白髪鳥獣保護区	～H25.11.14	717(78)
43	県設	早明浦鳥獣保護区	～H24.11.14	975
44	県設	工石山鳥獣保護区	～H26.11.14	496(74)
45	県設	石鎚山系鳥獣保護区	～H19.11.14	1356

注釈) (カッコ)は当該鳥獣保護区内に含まれる特別保護地区面積

出典)「高知県鳥獣保護区等位置図(H16年度)」

表-2.17 吉野川流域の県設鳥獣保護区(香川県) (平成16年現在)

NO.	設定	名称	指定期限	面積(ha)
46	県設	鷹の山鳥獣保護区	～H26.11.14	265
47	県設	大窪寺鳥獣保護区	～H17.11.14	353(44)
48	県設	真名屋敷鳥獣保護区	～H19.11.14	86
49	県設	大川山鳥獣保護区	～H22.11.14	200

注釈) (カッコ)は当該鳥獣保護区内に含まれる特別保護地区面積

出典)「香川県鳥獣保護区等位置図(H16年度)」

参考：鳥獣保護区等の規制について

鳥獣の保護繁殖を図るため、鳥獣保護法に基づき鳥獣保護区が設定されている。

「鳥獣保護区」は、環境大臣が設定するもの(国設鳥獣保護区)と、都道府県知事が設定するもの(都道府県設鳥獣保護区)の2種類があり、鳥獣保護区の中には「特別保護地区」を指定することができる。

「特別保護地区」は、上記鳥獣保護区内に指定され、地区内で工作物の設置、水面の埋立、立木の伐採といった行為を行うためには、環境大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。

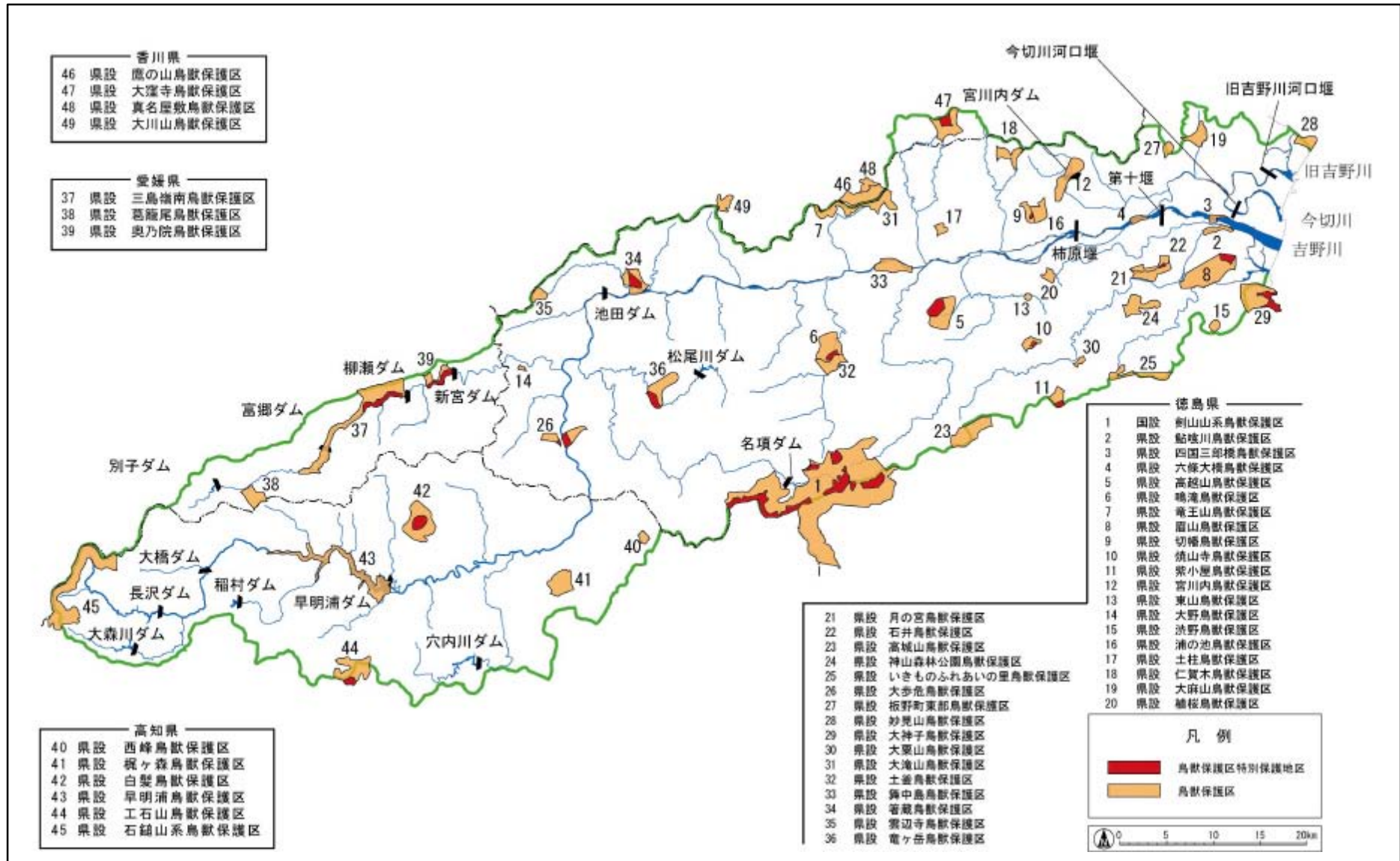
「鳥獣保護区」での規制等

- ・鳥獣の捕獲禁止。
- ・各鳥獣保護区の設定目的を達成するため、鳥獣の採餌環境、営巣環境を整備改善するよう努める。

「特別保護地区」での規制等

鳥獣保護区の規制に加え、下記行為は、環境大臣または都道府県知事の許可を得なければならない。

- ・水面の埋立・干拓
- ・木竹の伐採
- ・建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築



出典) 鳥獣保護区等位置図(徳島県・香川県・愛媛県・高知県)

図-2.12 吉野川流域の鳥獣保護区等指定状況